

販売パートナーの義務

- 1 加盟申込みがあった顧客のPaid利用を見合わせさせていただく場合がございます。販売パートナーはその旨を了承し、顧客に対して事前に説明をお願いします。(第4条)

禁止行為

- 2 事前の承諾なく、Paidサービスに関する説明資料を独自に作成または編集を行い、顧客にPaidサービスを案内することはご遠慮ください。(第6条)

紹介手数料の支払対象

紹介手数料は、下記すべてに該当する場合にのみ発生するものとします。(第8条)

- 3
 - ・ 顧客へのヒアリング等により販売パートナーからの紹介が明確であること
 - ・ 顧客の申込みが、販売パートナーから当社が紹介を受けた日から6ヵ月以内であること
 - ・ 利用申込日から6ヵ月以内に利用を開始した顧客であること
 - ・ 当社および当社の連携先の顧客に該当しないこと
 - ・ 他の販売パートナーから先に紹介を受けていないこと

契約条件の見直し

- 4 手数料体系(継続型、単発型)の変更はできません。また、ゴールドランクの継続型内で(A) ⇄ (B)の条件変更は販売パートナー契約完了後6ヵ月経過後1度のみ可能とします。(第8条)

手数料の支払方法

- 5 当社からの報告に基づき、毎月初10営業日以内に紹介手数料の請求書をご発行ください。当月末までに販売パートナー指定の口座に振り込みいたします。(第9条)

再委託の禁止

- 6 当社による事前の承諾を得ることなく、販売パートナーとしての業務の一部または全部を第三者に委託することはご遠慮ください。(第13条)